第三十九条の四十一に次の二項を加える。

12　法第六十八条の十一第十二項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十一第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十一第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

13　法第六十八条の十一第五項の規定の適用がある場合において、同項の中小連結親法人又はその中小連結子法人の個別所得金額又は法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の十一第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

第三十九条の四十三第二項第一号中「定めるもの」を「定めるもの（以下この号において「対象施設」という。）」に、「当該施設に」を「当該対象施設に」に、「次号並びに第三号イ」を「次号イ」に、「五千万円」を「千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品（法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第三十九条の四十三第二項第三号を削り、同条第五項中「第六十八条の十三第八項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十三第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第六項中「第六十八条の十三第九項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十三第九項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第七項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

8　法第六十八条の十三第四項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十三第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十三第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

第三十九条の四十四を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十四　法第六十八条の十四第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十四第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第五項第一号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第五項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　実施連結親法人（法第六十八条の十四第一項に規定する実施連結親法人をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。）又はその実施連結子法人（同条第一項に規定する実施連結子法人をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。）で特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下第五項までにおいて同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）

ロ　特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設した実施連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各実施連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

2　法第六十八条の十四第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業（法第六十八条の十四第一項に規定する特定事業をいう。次号において同じ。）の用に供した特定機械装置等につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び第五項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十四第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）